

令和7年第9回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年9月25日(木) 午後2時

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、10 原島貞夫
【欠席委員】	なし
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和7年第9回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員10名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きます、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>2番の新井委員と、4番の荒岡委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>続きます、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第1号件について説明させていただきます。</p> <p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は駐車場(追認)です。</p> <p>申請地は、令和7年8月28日に農用地区域からの除外が完了となって</p>

	<p>おります。農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当しないことから第2種農地と考えられます。</p> <p>転用に至った理由ですが、申出地の北側に、宗教法人の境内地があり、葬儀や法事等での来訪者用の駐車場となっております。そのため、市街化区域などの他の区域では目的の達成が困難な状況です。</p> <p>面積の必要性等については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>【資料に基づき説明】</p> <p>なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、資材置場・駐車場となっております。農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。</p> <p>申出者は土木工事業を営む法人で、申出地の北側にある代表取締役の実家とその南側の土地、川島町に資材置場を有しております。川島町の資材置場を廃止し、資材置場を集約化するために今回の申出地を選定しております。</p> <p>被害防除策についてですが、北側に農地があるため、万能鋼板の設置が計画されております。</p> <p>なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。【その他、資料に基づき説明】事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>9月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、駐車場となっております。農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。</p> <p>申出者は社会福祉事業を営む法人で、申出地の東側に特別養護老人ホームを運営しております。既存で従業員駐車場を賃貸借していますが、年間コストを考慮し、賃貸借している駐車場を解約し、福祉施設の西側の農地を従業員用の駐車場として整備する計画となっております。</p> <p>面積の必要性等につきましては、理由書と土地利用計画図をご確認ください。被害防除策については、コンクリートブロックと地先ブロックの設置が計画されております。</p> <p>なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。【その他、資料に基づき説明】事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

<p>洪谷委員</p>	<p>それでは、現地調査班長の洪谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>9月17日に現地調査を行いました。 申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、第4号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は自己用住宅敷地です。農地区分は、桶川北本 IC の分岐点から300m以内のため、第3種農地と考えております。第3種農地の場合、一般基準を満たしている場合、原則許可することとなっております。</p> <p>排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策についてですが、コンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。転用理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法の許可見込みについては見込みがある旨を桶川市建築課に確認済みです。【その他、資料に基づき説明】事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の洪谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
<p>洪谷委員</p>	<p>9月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p>

	<p>た。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第4号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第4号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第5号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第5号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 転用目的は駐車場（自己業務用）（敷地拡張）で、申請地は、当初から農用地区域外（白地）となっております。農地区分については、10ha以上の連坦性がなく、第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と考えております。譲受人は、鴻巣市で事業所を営んでおりますが、今回の申請地の北側で既存の駐車場を利用しています。車両の転回、待機、積み下ろしなどで作業に支障が出ている状況のため、申請に至っております。 転用に至った経緯、面積の必要性の検討の詳細については、理由書と土地利用計画図をご覧くださいと思います。 なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。【その他、資料に基づき説明】事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>9月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、第5号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第5号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積等促進計画（案）について」 ですが、議案について、関係する委員（白根委員）がおりますので審議 に入る前に、一度ご退出をお願いいたします。【白根委員退出】 それで は、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。 出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸 し借りとなります。 まず1件目ですが、3筆、2238.09㎡となっております。こちらは使 用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。こちらの借受人 は、新規就農者ではありませんが、道の駅への出荷実績がある方になりま す。詳細につきましては、別紙の営農計画書をご覧ください。【営農計画 書に基づき説明】 次に、2件目ですが、2筆、577㎡となっております。こちらは使用貸 借権の設定で、期間は10年間となっております。こちらの借受人は認 定農業者であり、その農地も適正に管理していることから、耕作するう えでも問題はないと考えられます。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願い します。</p>
渋谷委員	<p>それでは報告させていただきます。 9月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いた します。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。それでは、退出した白根委員に戻るよう伝えてください。 続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第4条の届出が3件となっており、転用目的は、住宅敷地が3件となっており、農地法第5条の届出が4件となっており、転用目的は、住宅敷地等が4件となっており、令和7年9月19日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「新規就農者の農地購入について」説明させていただきます。お手元の営農計画書をご覧ください。こちらの新規就農者は、住宅（宅地）を購入の上、隣接する農地もあわせて購入したいと相談がきております。【営農計画書にもとづき、経歴等を説明】最初は、農地の貸し借りから始めていただくのを勧めましたが、購入の意思が固い状況です。事務局としては、購入する農地の面積があまり広くないことから、営農は可能と考えておりますが、農業委員の皆様から、事前に確認しておきたいことや、調査が必要なことなどありましたら、ご意見をいただきたいと考えております。</p>
議長	<p>ただいま新規就農希望者に関する説明がありましたが、委員の皆様から、何か意見や気になることはありますか。</p>
議長	<p>質問がないようですので、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に委員会の日程についてお知らせいたします。</p>

	<p>次回の現地調査は、令和7年10月16日（木）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和7年10月23日（木）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。なお、荒岡委員につきましては、10月の現地調査より、第2班に移っていただきますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後3時16分